The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大学アーカイブズと大学図書館 ： その連携の可能性
Author(s)	菅, 真城
Citation	現代の図書館. 2019, 57(1), p. 23-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/72108
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

特集◆文書館と図書館

大学アーカイブズと大学図書館

●その連携の可能性

菅　真城

はじめに

大学アーカイブズについて概論したうえで，大学図書館との棲み分けや連携・共働の可能性等について論じてほしいという編集子からの依頼である。筆者はこの20年あまり大学アーカイブズの世界に身を置き，実務をする傍ら，大学アーカイブズ論の研究にも携わってきた[1]。大学アーカイブズの世界に身を置いてきたとは書いたが，その経歴のすべては国立大学でのものであり，公・私立大学の大学アーカイブズについては直接経験したことはない。まして大学図書館には一利用者として接してきただけである。このような限定のあるなかでの論述であることをご理解いただきたい。

なお，大学図書館の立場から大学アーカイブズについて論じた数少ない研究に阿部伊作のものがある[2]。ご参照いただきたい。

1　大学アーカイブズの現状

すべての大学に大学図書館はある。それに対して，大学アーカイブズは未だごく一部の大学にしか置かれていない。大学史編纂室や大学アーカイブズが集まった組織に全国大学史資料協議会があるが，2018年度の機関会員は102大学のみである（短期大学を含む）。文部科学省「平成30年度学校基本調査」によると，大学数782，短期大学数331，計1,113である[3]。全国大学史資料協議会に加盟していない大学アーカイブズもあるであろうが，大学アーカイブズを有する大学は全大学の1割程度ということができるであろう。

全国大学史資料協議会の会員校のなかでも，国立大学と私立大学とではアーカイブズのありようが大きく異なる。アーカイブズには，機関（組織）アーカイブズと収集アーカイブズの2種類がある。アメリカ・アーキビスト協会の用語集によると，機関アーカイブズとは親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場であり，収集アーカイブズは親機関ではなく個人，家族，組織から資料を収集して保管する場である[4]。

私立大学では機関アーカイブズの重要性は認識しながらも，それを全うすることの困難さが多く語られ，収集アーカイブズに活路を見出しているところが多い。一方，国立大学では，機関アーカイブズを業務の中心に据えているところが多い。

2011年に公文書管理法が施行されてからは，国立大学アーカイブズが機関アーカイブズとして保存期間が満了した法人文書（公文書）の移管を受けるためには，「国立公文書館等」（国立公文書館に類する機能を有する施設）として内閣総理大臣の指定を受けなければならなくなった。現在その指定を受けているのは，国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室，国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室，国立大

かん　まさき：大阪大学共創機構社学共創本部
キーワード：大学アーカイブズ，大学図書館，機関アーカイブズ，収集アーカイブズ，MLA連携

学法人筑波大学アーカイブズ，国立大学法人東京大学文書館，国立大学法人東京外国語大学文書館，国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室，国立大学法人名古屋大学大学文書資料室，国立大学法人京都大学大学文書館，国立大学法人大阪大学アーカイブズ，国立大学法人神戸大学大学文書史料室，国立大学法人広島大学文書館，国立大学法人九州大学大学文書館の12施設のみである。

全86国立大学法人のうち残りの74大学は自前で機関アーカイブズを構築することはできない。なお，国立大学法人から国立公文書館に移管することは法的には可能だが，これまで和歌山大学から27文書が移管されたことがあるだけであり，現実的ではない。ほとんどの大学では，保存期間を延長する措置がとられているであろうが，保存期間満了とともに機械的に廃棄されている危険性もある。

なお，私立大学は収集アーカイブズ中心と述べたが，機関アーカイブズにも目を配っており，機関アーカイブズを核とする国立大学も収集アーカイブズ機能を担っている。私立大学も社会において公共性を有する存在であるから，機関アーカイブズを構築しなければならない[5]。大学アーカイブズは親機関である大学が作成・収受した資料の移管を受ける機関アーカイブズを基軸としつつも，大学という教育研究機関という親組織の性格に照らして，「教育研究」資料をはじめとする個人・団体等からの資料の収集も行う収集アーカイブズとしての側面ももったトータルアーカイブズであるべきである[6]。

自治体アーカイブズの場合，少数ではあるが，公文書に特化した公文書館があるが，教育研究機関である大学のアーカイブズの場合，公文書に特化した，すなわち機関アーカイブズに特化したアーカイブズになることはないであろう。

さて，「教育研究」資料について，筆者は理念的には大学アーカイブズで取り扱うべきと論じたことがあるが[7]，これには異論が多い。研究活動の成果は学術論文の形で公表されるが，それは大学図書館で公開され，また，展示の形で大学博物館で公開されたりするからである。筆者は大阪大学アーカイブズにおいて大学アーカイブズの実務にあたっているが，研究者としての理念論とは別に，実務者としては「教育研究」資料の収集については慎重になっている。それは，マンパワーや収蔵スペースなどの問題に関わってくるのであるが，「教育研究」資料をどう取り扱うかは，大学アーカイブズの課題である。いや，大学アーカイブズのみでなく，大学図書館や大学博物館とどう連携するかという，いわゆるMLA連携の課題でもある。

また，大学アーカイブズが取り扱う独自の資料として「実物資料」がある。文書，写真等に対置される，ナマのかたちを保つ資料である。例えば，記章，門標，記念品，トロフィー，旗，制服，制帽，印璽（いんじ）等であり，これらを収蔵している大学アーカイブズは少なくない。それに対して，自治体アーカイブズで「実物資料」収集に積極的に取り組んでいるところは少ないだろう[8]。

このように，大学アーカイブズが取り扱う資料は多様であるが，無秩序に何でも集めればいいというわけではない。各組織の目的・理念に合致していなければならない。そして，各組織の目的・理念は，大学アーカイブズ共通の理念と合致している必要もあるであろう。大学アーカイブズの理念としては，西山伸による理念づけが有効であろう。

> 現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで，大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し，そのことを通じて社会に貢献すること[9]。

また，小池聖一は，大学アーカイブズを，(1)公文書館型，(2)年史編纂型，(3)創立者・創立経緯重視型，(4)同窓会対応型，の四つに類型化している[10]。(1)の公文書館型は筆者がいう機関アーカイブズ重視であり，国立大学に多い。(3)創立者・創立経緯重視型，(4)同窓会対応型は私立大学に多い。(2)年史編纂型は国・公・私立大学ともにみられるが，多くの場合時限的で，組織の永続性に課題がある。

2　独立志向だった大学アーカイブズ

実際のところ，大学アーカイブズと大学図書館との関係は疎遠である。それは，大学図書館よりはるかに後発の大学アーカイブズが，その組織を設置し確立しようとしたあゆみだったということができそうである。本節では，国立大学アーカイブズの設置のあり方から，大学アーカイブズと大学図書館との関係を見ていきたい。

国立大学アーカイブズの嚆矢は，1963年に設置された東北大学記念資料室（現東北大学史料館）である。同室は，『東北大学五十年史』編纂事業で利用した資料を保存し利用に供するための「大学アルカイヴ」として構想されたが，公の場で議論された最初は，附属図書館商議会においてであった。図書館が事務局と協力しつつ企画・立案したという。記念資料室は制度上図書館から独立した組織として設置されたが，1966年からは記念資料室の室員が附属図書館内部に設置された「調査研究室」を兼ねるなど，実際は図書館業務と資料室業務を兼務していた。施設面においても附属図書館の施設の一部を利用し，実態としては大学図書館と密着して運営が行われていた[11]。

その後長らく日本の国立大学において本格的な大学アーカイブズは設置されなかったが，1987年には東京大学史史料室が設置された。これは，『東京大学百年史』編纂完了を受けてのものであるが，編纂中から大学アーカイブズ設置に向けての調査を行っていた。『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究　昭和56・57年度研究調査報告』は，東京大学内に大学文書館を設置することを提言したが，その所属については以下のように述べている。

> 大学文書館は，特定の部局に所属しない学内共同利用センターが適当と考えられる。ただし，一般的な単なる研究機関でなく，大学の行政文書を取り扱うという特殊な性格を考慮する必要がある。かつ文書の性格及び保存の方法が異なるため，図書館からは分離することが望ましい。

ここでは，特定の部局に所属しないとあることに注目したい。そして，特に図書館と分離することが望ましいと述べている。その理由は大学の行政文書を取り扱う，すなわち機関アーカイブズとしての機能を果たすためとしていることに注目したい。機関アーカイブズたるためには大学図書館では駄目だと考えられていたのである。

1992年には九州大学大学史料室が設置された。これも『九州大学七十五年史』編纂終了を受けてのものであったが，九州大学七十五年史編集委員会小委員会「九州大学史料の収集・保存について—九州大学史料室設置の提言」[12]では，設置されるべき史料室の条件として以下の5点を挙げている。

①独立の機関であること。
②史料の収集・保存に関する専任のアーキビストを配置すること。
③史料の収集・整理・保存・研究を行うのに充分な場所を確保すること。
④史料室の管理・運営および史料室の研究活動を管掌する常設の委員会を設置すること。
⑤史料の収集は，単に年史刊行のみを目的とするのでなく，九州大学に関する史料を恒常的に収集・整理することを目的とし，その活動を保証すること。具体的には学内諸文書の廃棄等の情報が史料室に提供され，収集・保存を容易ならしめるようなシステムをつくること。

九州大学も東京大学と同じく，独立の機関であることを条件として挙げている。そして専任のアーキビストを求めている。⑤で述べていることは，機関アーカイブズとしてのシステム確立である。図書館をはじめとする学内諸機関との連携について述べるところはない。やはり，機関アーカイブズ機能を全うするためには，独立した組織で専任のアーキビストがいる必要があると考えられていたのである。

2000年には，保存期間が満了したすべての行政文書の移管を受けて評価選別をすることをもって，日本初の本格的大学アーカイブズと評される京都大学大学文書館が設置された。その設置にあたって，京都大学百年史編集委員会が出した「京

都大学史料の収集・保存およびその利用について—京都大学文書館設置の提言」(2000年3月9日)では,「本学内の他機関との関係」として以下のように述べている。

> 資料を取り扱うという観点からいえば,本学にはすでに附属図書館や総合博物館が存在している。本委員会で提案する文書館は,第一に収集する資料の独自性,第二に収集された資料を取り扱う職員の専門性という二つの理由から,附属図書館や総合博物館とは別個の機関として設置されるべきと考える。

京都大学においても,やはり大学図書館や大学博物館とは別個の独立した機関として大学アーカイブズが構想された。その理由として収集する資料の独自性が挙げられているが,収集する資料の中心は大学の行政文書,すなわち機関アーカイブズなのである。

2010年には神戸大学附属図書館大学文書史料室が設置された。これまでの大学アーカイブズと異なり,附属図書館の下に置かれた大学アーカイブズである。2011年には国立公文書館等の指定を受けている。組織上は附属図書館の下に置かれたが,スタッフや場所は附属図書館とは別個の独立したものであった。その後,2018年には附属図書館のもとを離れ,独立した神戸大学大学文書史料室に改組された。改組の理由としては,「情報管理・公開に係るリスクの高まりに備えて,国立大学法人神戸大学としての説明責務(アカウンタビリティ)の所在を明確化し,法律に基づき本学が国民の利用請求に対して適正に対応できる体制を整備するため,附属図書館大学文書史料室を,附属図書館の下部組織としてではなく,学長の下に置く室として位置づけ,ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図る」[13] ことが挙げられている。名実ともに独立組織となったのである。

以上,主な国立大学アーカイブズの設立要因を見てきた。いずれも年史編纂を要因とはしているものの,設立後は機関アーカイブズたることを目指していたこと,そしてそのためには独立した組織であることと専任のアーキビストを求めていたことが確認できた。機関アーカイブズたるためには,大学図書館をはじめとする学内諸機関と連携・共働することはできない。このことは,大阪大学アーカイブズにおいて日々機関アーカイブズ機能の業務にあたっている筆者の実感でもある。

3 大学アーカイブズと大学図書館の連携の可能性

図書館法は第2条で,「この法律において『図書館』とは,図書,記録その他必要な資料を収集し,整理し,保存して,一般公衆の利用に供し,その教養,調査研究,レクリエーション等に資することを目的とする施設で,地方公共団体,日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。」と定義し,第3条第1号では,「郷土資料,地方行政資料,美術品,レコード,フイルムの収集にも十分留意して,図書,記録,視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し,一般公衆の利用に供すること。」と業務を規定している。

大学図書館は図書館法の適用対象機関ではないが,ここで図書館法を引用したのは,図書館は図書に限定せず,さまざまな資料を収集するところであるということである。アーカイブズも収集をする。では,収集をめぐって,図書館とアーカイブズが連携・共働することが可能なのではなかろうか。大阪大学での事例を紹介しつつ考えてみたい。

2012年に設置された大阪大学アーカイブズの前身は,2006年に設置された大阪大学文書館設置準備室(以下,「準備室」と略記)である。準備室でまず手がけたのは,『大阪大学五十年史』編纂資料の再整理であった。大阪大学五十年史編纂は1985年に完了したが,その後大学アーカイブズを設置することはできず,編纂資料は附属図書館の貴重書庫に納められた。ただし,図書館の蔵書としては登録されていなかった。再整理の結果,資料が散逸していたことが判明した。編纂資料の目録は『大阪大学史紀要』第4号(1987年)に掲載されていたので,学外からの閲覧もあった

が，準備室が設置されてからは，附属図書館と連携をとりながら準備室で対応してきた。準備室が専用の書庫を確保した後は，五十年史編纂資料は準備室に移され，現在の大阪大学アーカイブズの所蔵資料となっている。

年史編纂資料は，図書資料とは異なり多様な形態をなしている。それゆえか，編纂完了後は図書館や事務局などで死蔵されることが多いが，編纂時には資料目録が作成されているはずである。その目録を頼りにすると，大学図書館で整理・公開することは可能であろう。大学図書館の役割に期待したいし，このことが大学アーカイブズ設置の基盤ともなるであろう。

準備室では，将来設置されるであろう文書館（仮称）を法人文書を中核とする機関アーカイブズとして構想していた。しかし，準備室ではシステマティックな法人文書の移管を受けることはできない。そのため，法人文書を補完する資料として，学内刊行物の収集に力を入れた。まずは，下記に引用した「部局刊行物の寄贈について（依頼）」という文書を学内各部局に出し，学内刊行物の資料価値について周知するとともに，その収集について努めた。

平成18年7月に設置された文書館設置準備室では，近い将来に資料公開を含む本格的な文書館設置を目指して，大阪大学の歴史に関する文書（法人文書を含む。）の収集・整理・保存及び調査など，文書館設置に必要な業務を行っております。

さて，文書館が収集する資料として重要なものの中に，全学及び各部局において刊行する定期・臨時の印刷刊行物があります。これらの刊行物は大阪大学の歩みを適格に伝える機能を持っており，それを体系的に収集・保存する必要があります。つきましては，貴部局におかれまして今後下記の刊行物を発行された際には，文書館設置準備室まで1部御寄贈いただけますよう，お願いいたします。また，これまでに発行した刊行物のバックナンバーがございましたら，合わせて御寄贈いただきたく存じます。なお，残部僅少により御寄贈いただけない場合は，刊行物のタイトルをお知らせいただければ幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

記

収集対象史料（例示）

1　年史，沿革史，略史その他の歴史書
2　広報誌（紙）・ニューズレター等広報刊行物
3　履修案内，シラバス，講義時間割表その他の修学資料
4　大学概覧，入学案内，部局概要・案内等
5　自己点検評価報告書，外部評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書
6　調査統計報告書その他の行政資料
7　公開講座・講演のプログラム等
8　記念行事等における配布印刷物，記念誌等

※各部局発行の研究紀要，学術著作物，学術雑誌等につきましては，原則として収集対象としておりませんので，ご了承願います。

その後，準備室では刊行されている学内刊行物の調査を進め，未所蔵のものについては，個別に寄贈依頼を行ってきた。そのようなことを数年続けた結果，現在ではほぼ確実に学内刊行物が大阪大学アーカイブズに入ってくるようになった。なお，学内刊行物は3部まで保存するようにしている。また，京都大学，東北大学，九州大学等では，学内刊行物を刊行した際には大学アーカイブズに送付することが規定化されている。大阪大学では規定化はできていない。

さて，学内刊行物は附属図書館でも所蔵しているものがある。そのため，附属図書館との調整を行った。附属図書館では，最新号を1年間保存することとし，1年経過するとそのリストをアーカイブズに送付，アーカイブズでは規定数所蔵していないものについては附属図書館にリストを送り返し移管を受けている。アーカイブズですでに所蔵しているものについては，附属図書館は廃棄処分をしている。学内刊行物の最終所蔵先をアーカ

イブズとしたのである。小さな取り組みではあるが，大学アーカイブズと大学図書館との連携ということができるであろう。

アーカイブズでは，個人・団体から資料の寄贈を受けているが，これらの資料の受け入れをめぐって，附属図書館と協議したことはない。大阪大学には総合学術博物館が存在するが，博物館とは受け入れ先を調整した事例が複数存在する。

個人資料をめぐっては，蔵書の扱いがやっかいである。同一出所の資料ならば，一括して寄贈を受けるのが理想的である。だが，収蔵場所の関係等から，大阪大学アーカイブズでは原則として蔵書の寄贈はお断りしている。ただ，準備室時代に，附属図書館が受け入れを断った図書を受け入れたことがある。ただし，内容によって選別し，大阪に関係する図書のみを残し，あとは中国の大学に寄贈した。

大学図書館が蔵書の寄贈を受けないということはよく耳にするが，なんとかならないものだろうか。専修大学では，個人資料の寄贈の申し込みがあった場合，図書は図書館で，残りは大学アーカイブズで受け入れるという役割分担ができているという。蔵書に書き込みがあったとしても，大学アーカイブズではその書き込みを写真に撮って記録し，書籍自体は図書館に納められるとのことである。大学図書館にはそれぞれのポリシーがあるであろうが，個人資料の蔵書の受け入れの必要性についてよくよく検討していただきたい。

結びにかえて——MLA 連携の可能性

大学アーカイブズが独立志向であったことは第2節で論じた。大阪大学アーカイブズも機関アーカイブズとしての機能を中核に構想したため独立志向であったが，学内にはすでに附属図書館や総合学術博物館など類縁機関があった。大阪大学アーカイブズ設置にあたっては，それらとの関係が問題になることがあった。大阪大学アーカイブズ設置にあたっての基本文書である「大阪大学文書館（仮称）設置構想」では，文書館（仮称）[14]のミッションとして四つを挙げていたが，その2番目には以下のようなMLA 連携に関する記述があった。

①大学史編纂などのため資料整備を進め，大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。

②大学の歴史や理念を明らかにすることにより，教員・職員・学生に対しては，当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立），社会に対しては，大学の活動の軌跡をアピールすること，総じて大学広報の窓口の1つとして機能すること。その際，博物館・図書館など（大阪大学の場合，懐徳堂・適塾の両記念会，21世紀懐徳堂，中之島センターも含まれる）と連携することも重要になる。

③組織記録を適切に保存し，公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。

④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって，文書管理の効率化を進め，事務合理化を推進すること。

この四つのミッションのうち，①②よりも③④を重視すると説明してきた。③④は機関アーカイブズとして果たすミッションである。そのためには独立した組織であること，そして公文書管理法に基づいて国立公文書館等の指定を受ける必要があると主張してきたが，図書館，博物館とは連携すると説明してきた[15]。

第2節で神戸大学大学文書史料室が当初は附属図書館の下に置かれていたと述べた。そのことによるメリットがある。同室のデータベースは，図書館のシステムをもとに元図書館職員であった再雇用職員が構築したものである。大学アーカイブズのデータベースでは唯一国立公文書館のデータベースと横断検索が可能となっている。これなどは，大学アーカイブズと大学図書館の連携・共働の成果ということができるであろう。

また，国立公文書館等には指定されていないが，国立大学アーカイブズをめぐっていくつかの新しい傾向がみられる。信州大学大学史資料センター[16]，和歌山大学大学史資料室[17]は，ともに

大学図書館の下に置かれている。現状では収集アーカイブズであるが，今後の動きを注視したい。

田窪直規は，図書館と博物館は両端に位置し，文書館は両者の中間にある，図書館と文書館はくっつきやすく，文書館と博物館もくっつきやすいと述べている[18]。本稿では，大阪大学での乏しい連携について述べたのみだが，大学アーカイブズと大学図書館の連携はまだまだできそうである[19]。大学博物館との連携も含めて模索したい。

<注>

1）菅真城．大学アーカイブズの世界．吹田，大阪大学出版会，2013，296p.
　菅真城．大学アーカイブズの理念，設立及び活用に関する研究．博士論文（広島大学）．入手先
　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00036433，（参照 2018-12-14）

2）阿部伊作．大学図書館における大学アーカイブズ（学内組織記録）の扱い―大学図書館と文書館機能機関との補完関係について．私立大学図書館協会研究助成　2009-2010 年度個人研究報告書．入手先
　http://www.jaspul.org/pre/josei/houkoku2011_tokyokiristkyo.pdf，（参照 2018-12-19）．

3）学校基本調査／平成 30 年度（速報）参考資料．（e-stat ホームページ），入手先
　https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E6%95%B0&layout=dataset&toukei=00400001&tstat=000001011528&stat_infid=000031738769（参照 2018-12-14）

4）古賀崇．日米のアクセスを比較して．小川千代子・小出いずみ編．アーカイブへのアクセス―日本の経験，アメリカの経験．東京，日外アソシエーツ，2008，p.200.

5）菅真城．大学アーカイブズ考 2 題―私立大学・認証評価．レコード・マネジメント．No.71，2016，p.72-80.

6）菅真城．大学アーカイブズの理念，設立及び活用に関する研究．博士論文（広島大学）．p.261. 入手先
　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00036433，（参照 2018-12-14）

7）菅真城．「自己点検・評価」・「教育研究」と大学アーカイブズ．アーカイブズ学研究．No.8，2008，p.40-59.

8）永田英明．大学アーカイヴズ資料論．全国大学史資料協議会編．日本の大学アーカイヴズ．京都，京都大学学術出版会，2005，p.47-50.

9）西山伸．京都大学大学文書館―設置・現状・課題．研究叢書第 3 号　大学アーカイブズの設立と運営―2001 年度総会および全国研究会の記録　於・神奈川大学．全国大学史資料協議会，2002，p.27.

10）小池聖一．大学文書館のサービス戦略．情報の科学と技術．第 58 巻第 11 号，2008，p.548-553.

11）東北大学記念資料室．全国大学史資料協議会編．日本の大学アーカイヴズ．京都，京都大学学術出版会，2005，p.273-274.

12）寺崎昌男・別府昭郎・中野実編．大学史をつくる―沿革史編纂必携．東京．東信堂，1999，p.316-324.

13）野邑理栄子．神戸大学大学文書史料室について．大阪大学アーカイブズニューズレター．第 12 号，2018，p.3.

14）大阪大学アーカイブズは当初，大阪大学文書館という名称で設置が検討されていた。

15）筆者は，総合学術博物館の兼任教員でもある。また，大阪大学アーカイブズの運営委員には，総合学術博物館教授と附属図書館事務部長が役職指定で入っている。

16）入手先　http://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/about/archives.html（参照 2018-12-17）．
　福島正樹．信州大学大学史資料センターの設置とその活動．信州大学附属図書館研究，7，2018，p.183-195.

17）入手先　http://www.lib.wakayama-u.ac.jp/archives.html（参照 2018-12-17）

18）田窪直規．大学図書館と文書館・博物館との連携―主に博物館に注目して．私立大学図書館協会会報．131，2009，p.155-187.

19）本稿ではデジタルの問題については論じられなかった。

（2019.1.10　受理）

付記

本稿校正中に，加藤論「国立大学におけるアーカイブズの誕生―東北大学五十年史編纂と記念資料室の成立―」（『東北大学史料館紀要』第 14 号，2019 年 3 月）を得た。第 2 節で紹介した東北大学記念資料室について，附属図書館との関係や，公文書も含めた全学的な史資料の移管体制を形成する構想を持っていたが，それが実現をみることはなかったことが論じられている。ご参照いただきたい。